

沿岸広域振興局長告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月9日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0331100016	相談支援事業所トーク	釜石市甲子町第3地割139番地	社会福祉法人豊心会	平成25年4月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0331100016	相談支援事業所トーク	釜石市甲子町第3地割139番地	社会福祉法人豊心会	平成25年4月1日